

○ 京都市人事委員会事務局職員の標準的な職を定める規則

〔平成28年3月18日〕
人事委規則第3号

改正 令和5年3月第10号

京都市人事委員会事務局職員の標準的な職を定める規則

地方公務員法第15条の2第1項第5号に規定する標準的な職は、全ての職務につき、次の表の左欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職制上の段階	標準的な職
1 事務局長が属する職制上の段階	局長
2 次長が属する職制上の段階	部長
3 任用課長、調査課長及び担当課長が属する職制上の段階	課長
4 庶務係長、試験係長、調査係長、給与係長及び担当係長が属する職制上の段階	係長
5 主任が属する職制上の段階	主任
6 1の項から5の項までに掲げる職制上の段階以外の職制上の段階	係員

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。